

介護保険サービス費

※1単位は10.72円となります。（端数処理により月額換算では差が生じることがあります）

①基本サービス費

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
670	740	815	886	955	(単位)
719	794	874	950	1024	(円) ※1割負担

②加算サービス

(単位)

1割負担
(円)

栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を指定数以上配置し、低栄養リスクの方に食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施。その情報を厚生労働省に提出しフィードバックを活用すること。また退所時は、退所後の食事相談支援を行う	11 /日	12
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置した場合の費用	4 /日	5
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員の数で常勤換算方法で入所者の数が25又は偶数を増やすごとに1以上であること。24時間の連絡体制を確保している場合の費用	8 /日	9
個別機能訓練加算(Ⅰ)	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に行った機能訓練を実施した場合の費用	12 /日	13
日常生活継続支援加算	(1) 1年間又は半年間の入所者が要介護4・5のものが70%以上 (2) 1年間又は半年間の入所者の認知症割合が65%以上 (3) 喀痰吸引胃ろう等の経管栄養、経鼻経管栄養15%以上	46 /日	50
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算とは、規定を上回り夜勤職員を配置した場合の費用	18 /日	20
初期加算	入所してから30日間に限りかかる費用	30 /日	33
外泊・入院時加算	入院及び外泊時は上記料金に代えて左記費用(6日まで算定)	246 /日	264
経口移行加算	経管による食事を摂取されている利用者に対して、経口移行計画に基づき栄養管理を提供した場合の費用	28 /日	30
看取り介護加算(Ⅰ)1	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる31日前~45日前)	72 /日	78
看取り介護加算(Ⅰ)2	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる4日前~30日前)	144 /日	155
看取り介護加算(Ⅰ)3	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる2日前~3日前)	680 /日	729
看取り介護加算(Ⅰ)4	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなった日)	1280 /日	1373
在宅・入所相互利用加算	複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(3ヶ月を限度)を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合の費用	40 /日	43
在宅復帰支援機能加算	前6ヶ月間において退所者の総数のうち、在宅復帰した割合が2割以上の時	10 /日	11
認知症専門ケア加算	入所者総数のうち、認知症の方の割合が5割以上であって、専門的な研修を修了した職員を配置している場合の費用	3 /日	4
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	常勤職員が75パーセント以上配置した場合の費用	6 /日	7
療養食加算	糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、すい臓病、脂質異常症、痛風及び特別な場合の検査食の食事を提供した場合の費用	6 /食	7
ADL維持等加算Ⅰ	全利用者の利用開始月と6ヵ月目にADL値を測定。厚生労働省に提出しフィードバックを活用する。6ヵ月目に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に一定の規定の評価対象利用者の値が平均して1以上であること	30 /月	33
科学的介護推進体制加算Ⅱ	利用者全ての心身の情報を厚生労働省へ送ること。そしてそのフィードバックなどを活用し事業所内でPDCAサイクルを回していくこと	50 /月	54
自立支援促進加算	医師がご入所者毎に、自立支援に必要な医学的評価を入所時等に行い、自立支援の対応が必要と判断された方に、多職種共同で支援計画を策定・支援計画に従ったケアを実施し、厚生労働省へ提出。フィードバックを活用すること	280 /月	301

個別機能訓練加算(Ⅱ)	計画書の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用すること	20 /月	22
個別機能訓練加算(Ⅲ)	個別機能訓練加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定、個別機能訓練・口腔・栄養の情報を共有し個別機能訓練計画の見直しを共有していること	20 /月	22
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡発生に係るリスクがあるとされた入所者に対し褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施し、褥瘡の発生がないこと	13 /月	14
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、厚生労働省へ提出。そのフィードバックを活用すること	110 /月	118
経口維持加算(Ⅰ)	著しい摂取機能障害があり、水飲みテスト等により誤嚥が認められた入所者に対して、経口維持計画に基づき管理を提供した場合の費用	400 /月	429
経口維持加算(Ⅱ)	入所者の経口による継続的な食事摂取支援のための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合の費用	100 /月	108
生活機能向上連携加算Ⅱ	自立支援・重度化防止に資する介護を推進する為に外部リハビリ専門職と連携した場合の費用	100 /月	108
排せつ支援加算Ⅰ	排泄に介助を要する利用者のうち身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護の軽減をした場合の費用	10 /月	11
介護職員等処遇改善加算	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置、賃金改善、職場環境の更なる改善・見える化、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備、賃金体系等の整備及び研修の実施等を実施していること	14.0% /月	-
配置医師緊急時対応加算	配置医師が、早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合	650 /回	697
	配置医師が、深夜（午後10時から午前6時）に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合	1300 /回	1394
	配置医師が、早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）、深夜（午後10時から午前6時）以外に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合	325 /回	349
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置。組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	20 1回限り	22
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関との管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理を調整した場合の費用	200 1回限り	215
退所時相談援助加算	退所時に入所者及びその家族等に対し退所後の居宅サービスについて相談援助を行い、かつ必要な情報提供を行った場合の費用	400 1回限り	429
退所前連携加算	退所に先立ち居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報提供を行い、かつ調整を行った場合の費用（月1回限度）	500 1回限り	536
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及びその家族に対し、相談援助等を行った場合の費用	460 1回につき	494
	退所前に居宅を訪問し入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合の費用	460 1回につき	494
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する	250 1回につき	268
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して該当者の栄養管理に関する情報を提供する。※1月につき1回を限度として所定単位数を算定する	70 1回につき	75
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること	10 月	11
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5 月	6
新興感染症等施設療養費	入所者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定	240 日	258
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催していること、協力医療機関が相談対応を行う体制を常時確保していること、診療を行う体制を常時確保していること、入院を原則として受け入れる体制を確保していること	100 月	108
	上記以外の協力医療機関の場合	5 月	6
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認され効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと	100 月	108
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること	10 月	11

介護保険外に係る費用

(円)

居住費	光熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用 (※第1段階：820円 第2段階：820円 第3段階：1,310円)	1970 /日
食費	朝食350円、昼食760円、夕食490円 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用(※第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階①：650円 第3段階②：1360円)	1600 /日
金銭管理費	本人または家族のやむを得ない事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用	35 /日
日常生活費	男性セット：106円 女性セット：106円 タオルセット：85円 外部委託リース料	実費 /日
電気使用料	使用電化製品合計ワット数に応じて、100Wごと10円 (例・・・テレビ130W+加湿器300W=合計430W 401~500Wのため50円となります)	実費 /日
趣向的活動費	レクリエーションやクラブにおいての物品購入代	実費 /回
特別食	嗜好品や外注食に係る飲食代	実費 /回
理美容費	カット1,500円 カット&カラー4,300円 カット&パーマ4,300円 パーマのみ3,300円 カラーのみ3,300円 顔そりのみ800円	実費 /回
医療費	受診代、薬代。※嘱託医・歯科医師・外部受診	実費 /回
特別行事費	外出など特別な行事を提供する時の費用	実費 /回
居室管理費	1週間以上、居室を空けている場合（入院等）の管理を行うための費用。 ※居室を短期入所に使用した場合は発生致しません	950 /回
複写費	コピーを使用した場合に1枚あたりの費用	10 /枚
家族宿泊費	ご家族が施設に宿泊した時にかかる費用	300 /回
家族食費	朝食350円、昼食760円、夕食490円	食費 /食
写真代	写真現像にかかる1枚あたりの費用	20 /回

●1ヶ月(30日)におおよそかかる費用

※上記表の塗り潰し部にて算出(理美容はカット1,500円、医療費は5,000円として計算)

月額概算(上記①~⑩の合計)

(円)

負担割合	負担減免	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	1段階	77,482	79,732	82,132	84,412	86,632
	2段階	80,182	82,432	84,832	87,112	89,332
	3段階①	102,682	104,932	107,332	109,612	111,832
	3段階②	123,982	126,232	128,632	130,912	133,132
	4段階	150,982	153,232	155,632	157,912	160,132
2割負担	4段階	179,930	184,430	189,260	193,820	198,260
3割負担	4段階	208,908	215,658	222,888	229,758	236,418